

第3期泉佐野市国民健康保険データヘルス計画及び
第4期泉佐野市国民健康保険特定健康診査等実施計画中間評価書策定支援業務委託仕様書

1 業務の名称

第3期泉佐野市国民健康保険データヘルス計画及び第4期泉佐野市国民健康保険特定健康診査等実施計画中間評価書策定支援業務

2 業務の目的

「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において示された、医療保険者はレセプト等のデータの分析や分析結果に基づき加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」を作成・公表、事業実施、評価等をする必要があるとの方針や、平成26年3月31日に一部改正が行われた、保険者は、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るために、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った保健事業の実施計画(以下「データヘルス計画」という)を策定し、実施及び評価を行うことが必要との、厚生労働大臣が定める「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、令和6年3月に令和6年度～11年度を計画期間とする「第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画」(以下、「現行計画」という。)を策定し、被保険者の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療、重症化予防に取り組んできた。

令和8年度は当初の策定段階より中間評価・見直しの年度と位置付けており、主に令和6年度から令和7年度の健康・医療情報を用いて、現行計画で掲げている保健事業目標値等、業績評価を行い、評価の検証効果に基づく更なる事業の改善、状況の分析を通して課題や事業目標の再構築を行い、被保険者のさらなる健康の保持増進を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務概要

業務内容は、次項「5 提供データ」に定めるデータ等(以下、「レセプト等データ」という。)を用いて、「6 業務の詳細」に示された各分析項目に、現行計画に記載された保健事業の評価に係る助言、及び本市国民健康保険の現状分析を行い、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業実施のための中間評価書を作成する。納品する中間評価書は、本市でも加筆・修正しやすい形式にまとめて、紙冊子と併せて電子データでも納品する。

5 提供データ

(1) レセプトデータ(令和5年4月診療分～令和8年3月診療分)(3か年分)

医科・調剤のレセ電コード情報ファイルCSVデータで、厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様にしたものとし、次のファイルとする。

- ・ 医科 . . . 「21_RECODEINFO_MED.CSV」
- ・ D P C . . . 「22_RECODEINFO_DPC.CSV」

- ・ 歯科 . . . 「23_RECODEINFO_DEN. CSV」
 - ・ 調剤 . . . 「24_RECODEINFO_PHA. CSV」
- (2) 特定健康診査データ（令和5年度～令和7年度受診分）
- ・ 健康診査受診者CSVファイル . . . 「FKAC131」
 - ・ 健康診査結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル . . . 「FKAC163」
 - ・ 健康診査結果等情報作成抽出（その他の結果情報）ファイル . . . 「FKAC164」
- (3) 被保険者データ 被保険者数約12,000人
 国保総合システム 特定健診等被保険者データ
- ・ 国保総合システム 特定健診等被保険者データ . . . 「KD_IF015」
- (4) 国保データベース（以下「KDB」という。）システム出力帳票（令和5年～令和7年度）（3か年分）
- ・ 帳票「地域の全体像の把握」【P21_001】
 - ・ 帳票「健診・医療・介護データからみる地域の健康課題」【P21_003】
 - ・ 帳票「人口及び被保険者の状況」【P21_006】
 - ・ 帳票「健診の状況」【P21_008】
 - ・ 帳票「要介護（支援）者突合状況」【P24_003】
- (5) 現行計画の電子データ
- (6) その他

中間評価に必要と思われる帳票で、本市が準備でき、かつ使用を許諾する帳票については、本市より受託業者にデータ提供することとする。

6 業務の詳細

(1) 精度の高いデータベースの構築

受託業者は、本市より提供されたレセプト等データを活用して、次の条件をすべて満たした精度の高い診療データベース（以下、「データベース」という。）を構築する。

ア 傷病名や薬剤（禁忌情報を含めた薬剤データベース）、及び診療行為をマスタ情報として整備し、月1回以上の頻度でメンテナンスする体制を受託業者の事業所内に構築し、契約期間におけるデータベースを常に最新情報に更新された状態に維持すること。

イ 受託業者は、最新情報に更新されたマスタ情報を基にデータベースの構築を行うこと。

ウ マスタ情報は、豊富な使用実績をもっており、また、マスタ性能に関しては、第三者により定量的に評価されていること。

エ レセプトに記載されたすべての傷病名と診療行為（薬剤、検査、手術、処置、指導料等）を正しく結び付け、レセプトに複数の傷病名が存在する場合は、傷病名毎の医療費の算出が可能な精度の高いデータベースとすること。また、実際には治療されていない傷病名に医療費が集計されることのないようにすること。

オ レセプトに記載されている未コード化傷病名をコード化し、傷病名数全体に対する未コード化傷病名の割合を1%未満とすること。

カ データベース構築に係る技術は、自社開発等で特許取得しているなど、技術証明ができるものとし、データベース構築に係る技術は品質が明確に裏付けられており、かつ、具体的に説明ので

きるものであることとし、第三者の権利を侵害しない、また侵害する恐れのない方法によるものとし、本業務が途中で停滞することがないように細心の注意を払うこととする。

データベースが仕様書に準拠して構築されているか検証することを目的として、構築したデータベースの内容について本市が開示を求めた場合に、受託業者は提供できるよう努めること。

(2) 現行計画の評価支援

現行計画の各保健事業のストラクチャ、プロセス、アウトプット、アウトカムについて、本市がまとめた実施状況の評価に対して、後述する現状分析の結果を踏まえたうえで、中間評価で取り組むべき効果的かつ効率的な保健事業の在り方について提案する。

(3) 中間評価の基礎となる現状分析

(1)のデータベースを用いて、医療費の全体像、及び医療費の負担が大きい疾病を明確にするとともに、中間評価で取り組むべき保健事業の検討に資するべく、本市が指定する各保健事業の対象となる潜在人数等を分析する。

なお、分析は以下の項目を網羅した内容とする。

ア 医療費分析

- (ア) 医療費の3要素（受診率、レセプト1件当たり受診日数、受診1日当たり医療費）
- (イ) 全体の医療費、患者数及びレセプト件数
- (ウ) 高額レセプト（5万点以上）（入院及び入院外）の件数、医療費及び疾病傾向
- (エ) 疾病別（大分類・中分類）の医療費、患者数及びレセプト件数
- (オ) 骨折予防・骨粗鬆症重症化予防に係る分析
- (カ) 要介護度別分析（医療費及び疾病傾向）
- (キ) 生活習慣病（高血圧、糖尿病、脂質異常症等）に係る医療費に関する分析
- (ク) がん検診データと医療費に関する分析
- (ケ) 性別・地区別・年代別等の分析

※ 患者数の算出については、対象期間内における医療機関受診状況を解析し、診療行為を確認したうえで、治療中と判断できる場合に限り集計するものとする。

イ 特定健診、特定保健指導データ分析

- (ア) 健康診査データ分析（有所見者割合、質問別回答状況等）
- (イ) 保健指導対象者と非対象者の医療費の比較・分析
- (ウ) 健康診査受診者と未受診者の治療状況（医療費の比較・分析）

ウ 保健事業分析

- (ア) 健康診査データ及びレセプトデータによる保健指導対象者群分析
- (イ) 健診異常値放置者に係る分析
- (ウ) 生活習慣病治療中断者に係る分析
- (エ) 糖尿病性腎症重症化予防（人工透析予防）に係る分析
- (オ) 受診行動適正化（重複受診・頻回受診・重複服薬）に係る分析
- (カ) ジェネリック医薬品普及促進に係る分析
- (キ) 多剤投与（ポリファーマシー）に係る分析

エ その他健康課題抽出のための分析

(ア) 死因の分析

(イ) 心疾患の分析

(ウ) 透析患者の状況分析

(エ) (ア)～(ウ)の他

(4) 中間評価書(素案)の作成

(3)の結果を踏まえたうえで、適宜KDB帳票等を活用し、中間評価書(素案)を作成する。なお、中間評価書(素案)については以下の項目を盛り込むこととする。

【第3期データヘルス計画】

ア 計画の基本的事項

背景/計画期間/計画の位置づけ/実施体制・関係者連携

イ 保険者の特性把握

人口構成/医療基礎情報/介護保険の状況/死因の状況

※ 国・県等との比較が必要であるため、KDB帳票等を活用

ウ 現行計画の考察

エ 医療費等分析

オ 保健事業実施計画

カ 計画実施に係るその他事項

計画の評価・見直し/計画の公表・周知/個人情報の取り扱い

【第4期特定健康診査等実施計画】

ア 計画の基本的事項

計画策定の趣旨/計画期間/計画の位置づけ

イ 現行計画の考察

ウ 特定健康診査・特定保健指導分析

健診受診率の推移/メタボリックシンドローム該当状況/検査項目別有所見者割合/質問別回答状況/特定保健指導実施率の推移/リスク因子別該当状況

※ 特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率は法定報告値を活用

エ 特定健康診査等実施計画

目標/対象者数推計/実施方法/実施スケジュール

オ 事業運営に係るその他事項

計画の評価・見直し/計画の公表・周知/個人情報の取り扱い

(5) 素案のパブリックコメント対応支援

ア 素案に対して本市はパブリックコメント(市民意見公募)を1回実施する。

イ 受託業者はホームページ等で公開する閲覧資料(PDF等)を本市事業執行担当者と協議の上作成する。

ウ 素案のパブリックコメント期間中に寄せられた意見を整理、分析し、本市事業執行担当者と協

議の上、意見に対する本市の考え方及び、必要な資料を作成する。回答は本市で行う。

(6) 中間評価書の作成

(4)の素案の提出後、(2)を踏まえたうえで、必要な打ち合わせ及び検討を重ねて履行期間内に中間評価書を完成させ納品すること。作成にあたっては、「泉佐野市健康増進計画」等と整合させる必要があるため、本市と連携のうえ作成すること。なお、厚生労働省等が発出する手引き等が改定された場合は、受託業者は、本市と協議のうえ柔軟に対応することとする。

7 成果物

(1) 次のものを成果品として、市が指定する期日までに納品すること。

- ア 医療費等分析資料(A4版カラー刷り印刷冊子(5部)及び電子データ(PDF形式及びPowerPoint形式))
- イ 調査・分析の過程で得られた統計資料電子データ(PDF形式及びExcel形式))
- ウ 中間評価書(素案)(A4版カラー刷り印刷冊子(5部)及び電子データ(PDF形式及びPowerPoint形式))
- エ 中間評価書(最終版及び概要版)(A4版カラー刷り印刷冊子(40部)、概要版(A3両面1部:70部)及び電子データ(PDF形式及びPowerPoint形式))

(2) 各種分析の過程で得られた統計資料、グラフ、図表等

市からの求めに応じ、随時納品する。納品形式は、Word、Excel、PowerPointなど市が編集可能である形式とし納品すること。根拠となるデータを提出すること。

(3) 上記(1)の成果品の納入期限について、市と協議の上、詳細な日時を決定する。

8 スケジュール

契約締結後のスケジュールについては、概ね次のとおりとする。ただし、詳細については契約締結後、当市と受託者にて協議し、決定する。協議後、事業計画スケジュールを作成し、本市に提出すること。

また、中間評価書の中間見直しの作成にあたっては、校正スケジュールを別途作成し、本市に提出すること。

業務	時期
契約締結	令和8年6月
レセプト等データの提供	令和8年7月
医療費等分析資料及び統計資料の納品	令和8年9月
中間評価書(素案)の納品	令和8年11月
中間評価書の納品	令和9年2月

9 委託費限度額(消費税及び地方消費税を含む。)

1,870,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

10 セキュリティ体制

受託業者は、本契約業務の実施に当たって、条例、規則、関係法令、泉佐野市情報セキュリティポリシーを十分に遵守するとともに、データベースの作成を行う作業場のセキュリティ対策については以下の通りであること。

(1) 作業場の分割

データ入力を行う場所、リストアップを行う場所等、作業を行う場所を分けて管理すること。

(2) 入退管理の徹底

各作業場への入室には、指紋認証等の入室制限を行い、予め登録している者だけが作業できること。

(3) データ持ち出しの禁止

私物の持ち込みを禁止するとともに、USB端子の無効化を行い、監視カメラによる監視及び撮影の記録をすること。

(4) データ保管場所の施錠

受領したデータは、保管庫に入れ施錠し、データを格納している業務サーバーもラックに入れた状態で管理すること。

11 その他

(1) 受託業者は、業務の全部を一括して、または本仕様書における業務の主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、第三者が行っても差し支えないと本市が認めた業務で、あらかじめ本市の承諾を得た場合はその限りではない。なお、前項「10. 委託業者の条件」は契約主体者がすべて満たすものとする。

(2) 本業務の遂行にあたっては、本市と随時連絡をとり、必要な場合に打ち合わせを行うものとする。本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、協議のうえ決定する。

以上